

藤里町義務教育学校実施計画

令和3年12月1日改定
藤里町教育委員会

I 藤里町が小中一貫教育で目指すもの

藤里町は世界自然遺産・白神山地を始め豊かな自然に囲まれており、学校教育においては身近な地域を学びのフィールドとしたふるさと教育が行われるなど、地域が一体となって子どもたちを育ててきた。

しかし、当町では少子高齢化が加速しており、児童生徒数も減少の一途をたどっている。現在、小・中学校は各1校となり、近い将来複式学級が生じる見込みとなっている。また、社会の国際化や情報化、Society5.0の到来により、これからの世の中は予測困難であると言われている。

このような状況下で、当町は小・中学校を一つに再編し、少人数のメリットを生かした特色ある教育を小中一貫で行う方向に舵を切った。社会が急激に変化し先行きが不透明な今こそ、学校と地域がより一体となり、力強く未来を切り拓くことができる子どもたちを育てていかなければならない。

そこで当町では、児童生徒が必要な資質・能力を身に付け、将来藤里町を支える人材となるよう、これまでの当町の学校教育のよさを生かしつつ、現状と課題、児童生徒の実態を踏まえ、小中一貫教育を次のように進めていく。このことを通して、学校教育による町全体の活性化にもつなげたい。

II 藤里町立義務教育学校の概要

1 小中一貫教育校の形態

平成28年度に、藤里町学校教育計画検討委員会において、当町における今後の学校教育の在り方について協議がなされ、小中一貫校に進む方向が示された。これを受け、平成29年度の藤里町教育計画策定委員会で協議し、小中一貫校への認識が更に深まったことから、藤里小学校と藤里中学校を再編し義務教育学校とすることを決定した。

校舎については、平成30年度から藤里町義務教育学校整備計画策定委員会の中で協議し、現在の藤里小学校の校舎を全面改築・一部増築することを、令和元年度に決定した。令和2年度から3年間で整備し、令和5年度に開校する予定である。

校名については、令和2年度から藤里町義務教育学校開校に向けた準備委員会の中で協議し、令和3年6月の第2回藤里町議会定例会において、「藤里町立義務教育学校 藤里学園」とすることを正式に決定した。

2 教育目標

令和3年度の学校教育目標は、藤里小学校が「Let's challenge. We can. ～どんどんチャレンジ！ やればできる！～『自信をもってチャレンジし、やりきる子ども』の育成」、藤里中学校が「ふるさとを見つめ、自己を見つめ、高みを目指し、挑戦する生徒の育成」である。義務教育学校のねらい・目指す子ども像を踏まえ、開校前の令和4年度か

ら小・中共通の学校教育目標を定める予定である。

3 教育課程

平成28年の学校教育法の改正により、新たな学校制度として義務教育学校が定められた。義務教育学校では9年間の教育課程（前期課程6年・後期課程3年）となり、従来の6・3制の区切りを柔軟に変更したり、各学年の学習内容の一部を入れ替えたり前倒ししたりして指導することができる。これにより、いわゆる中1ギャップ解消の効果が期待される。

また、義務教育学校は一つの学校であることから、小中学校教員の兼任・兼務発令の必要がなく、前期・後期課程の教員による乗り入れ授業を、併設型や連携型の小中一貫校よりも行いやすい。

これらの利点を生かしながら、藤里義務教育学校では9年間で次のように捉え、教育課程を編成する。小中学校の違いを十分認識した上で、従来の6・3制のよさも生かし、児童生徒の成長にとって必要な指導を9年間系統的行える教育課程とするため、画一的なブロック分けはしない（資料1）。

学習指導	1～4年（前期ブロック）	5～7年（中期ブロック）	8～9年（後期ブロック）
	9年間の系統的な学習指導／外国語は1～9年の専科指導		
生活指導	1～6年（前期課程）		7～9年（後期課程）
	9年間の系統的な生活指導／児童生徒会活動		
学校行事	1～9年 ※目的に応じて、全校または前期課程・後期課程ごとに実施		
	1～9年の縦割り活動		

資料1 9年間のイメージ

学習指導においては4・3・2制を基本とし、中期ブロックで学級担任制から教科担任制へ段階的に移行する。外国語は9年間の専科指導とし、また教育課程の特例により各教科の指導内容を見直すことで、学習面における9年間の円滑なつながりを目指す。

生活指導においては、スポーツ少年団と部活動、制服の有無など、前期課程と後期課程では学校生活上の違いが多いことから、6・3制を基本とした上で、9年間の系統的な指導を行う。子どもによる自治的な活動は児童生徒会として全校組織にする一方、日常的な活動を前期・後期課程でそれぞれ行う場面を設けることで、従来から小学校で行われてきた6年生のリーダー性を育むことにも配慮する。

また、義務教育学校は一つの学校であることから、前期・後期課程共通の一つの校歌を制定する。運動会や学校祭などの学校行事や縦割り活動は全校での取組を基本とし、目的に応じて前期・後期課程でそれぞれ実施する。全校児童生徒が協力して学校行事・縦割り活動に取り組むことで、学校としての一体感を醸成する。集会は、ブロックごと、前期・後期課程ごとで実施し、児童生徒の活動意欲を高める。

4 特色ある教育

当町では、ふるさと教育と外国語教育を町の特色ある教育として掲げ、これらを通して児童生徒にとって将来必要な資質・能力を育むべく、平成30年度より藤里町小中一貫教育推進委員会を核として、研究・準備に取り組んでいる。

(1) ふるさと教育

これまで行ってきたふるさと教育を、小・中学校の系統性のある内容に再編し、「町づくり学」とした。町づくりへの参画という視点から、問題解決への過程を一層重視して、義務教育学校開校時より取り組んでいく。

秋田県教育委員会が最重点の教育課題として掲げる、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」「『問い』を發する子ども」の育成」を具現化した、藤里独自のふるさと教育である。これにより、児童生徒の「豊かな心と郷土愛」「自ら学ぶ力」「高い志と公共の精神」を育む。

(2) 外国語教育

小学校では、平成30年度より小学校1・2年生の外国語活動や、3年生以上の新学習指導要領先行実施に取り組んでおり、令和3年度から3年間で段階的に授業時数を増やしていく（資料2）。

また、令和元年度からは中学生全員が英検を受検し、受検料を町が負担する取組を始めた。令和2年度からは小学校6年生も受検するとともに、国際交流員（CIR）を講師とした町営英語塾を開講した。

学年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	標準時数
中3（9年）	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
中2（8年）	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
中1（7年）	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
小6（6年）	35	35	35	35	35	35	70	70	70	70	70	90	90	90	90	90	90	90
小5（5年）	35	35	35	35	35	35	70	70	70	70	70	90	90	90	90	90	90	90
小4（4年）	0	0	0	0	0	0	35	35	35	35	55	55	55	55	55	55	55	55
小3（3年）	0	0	0	0	0	0	35	35	35	35	55	55	55	55	55	55	55	55
小2（2年）	0	0	0	0	0	0	10	10	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20
小1（1年）	0	0	0	0	0	0	10	10	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20

資料2 外国語活動・外国語の授業時数の推移

将来の変化を予測するのが困難な時代を生き抜く、たくましい子どもを育てるためには、立場や考え、年齢の違うたくさんの人たちと関わり合いながら、大きな課題を解決したり、新たな価値を創出したりできる力を身に付けさせることが不可欠である。そのために、専科・ALT・CIRによる指導、独自のCAN-DOリストに基づく系統的な外国語教育を義務教育学校の9年間で行い、英語によるコミュニケーション能力を育む。

また、町づくり学と連携させることにより、英語で藤里町のことを話し合ったり、発信したりできるようにする。

このような特色ある教育を展開することで、グローバルリーダーとしてふるさとの未来を創る子どもの育成を目指す。

5 小中一貫教育の内容

(1) 学力向上のために

① 9年間の系統的な学習指導の充実

学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、9年間を通して育てたい資質・能力（目指す子ども像）を明確にするとともに、各学年の指導目標や指導内容の系統性を重視した小中一貫教育指導計画を作成し、学習指導の充実を図る。

② 前期・後期課程が一体となった研究の推進

前期・後期課程教職員の共通理解の下、次の視点に立った取組を行い、教育活動の充実

を図る。

ア 授業改善の視点からの研究の推進

- ・「学びのスタンダード」による、授業のルール・原則の統一
- ・相互乗り入れ授業（教科の特性や専門性を生かした授業）
- ・少人数によるきめ細かい指導
- ・教育課程の系統性の共通理解 等

イ 児童生徒の日常の活動を通じた研究の推進

- ・学校行事
- ・縦割り活動，異学年交流活動
- ・家庭学習や学習習慣の確立 等

ウ 協働的な研究の推進

- ・前期・後期課程合同研修会
- ・前期・後期課程合同授業研究会
- ・授業改善に向けた校内研究会
- ・子どもの育ちを見据えた生徒指導 等

③前期課程での段階的な教科担任制の実施

5年生から教科担任制を段階的に増やし、後期課程の教職員の教科の専門性を生かした授業を展開する。また、7年生の授業に前期課程の教職員がT2として入ることで、生徒が安心して後期課程の授業に臨むことができるようにする。

④ICTによる個別に最適化された学びの実現

当町ではICTの環境整備に先駆けて取り組み、令和2年度までに全ての教室への電子黒板の設置、児童生徒一人一台のタブレット端末の整備を実現している。これらを活用して児童生徒の興味・関心を高めるとともに、きめ細かい指導を行い、児童生徒の学力向上につなげる。

(2)豊かな人間性・社会性を育むために

①授業を通じた道徳教育の充実

児童生徒の実態に応じ、重点目標や各学年の指導の重点、9年間のつながりを明確にした道徳指導計画を作成し、計画的・発展的に道徳性や道徳的实践力を育成する。

また、各学年において道徳的価値と他教科や諸活動とのつながりを明確にし、カリキュラム・マネジメントを意識した取組を行う。

②望ましい人間関係づくりのための活動の実施

前期・後期課程合同の行事や体験活動等により、児童生徒の交流を活発にすることで、望ましい人間関係の構築を図る。また、前期・後期課程の教職員が、児童生徒の特性やそれに応じた指導・援助の仕方等についての情報を共有し、児童生徒が安定した学校生活を送れるように、9年間の学びを見守る。

③地域学校協働活動等の充実

学校運営協議会の機能を生かし、地域学校協働本部と連携しながら地域での体験学習やボランティア活動に取り組むとともに、PTAと連携した教育活動を充実させる。その上で、町づくり学などを通じ学校と地域が協働して相互の課題解決に取り組むことで、児童

生徒の社会参画意識や地域貢献といった共助・公共の精神を養う。

④ ICT を活用した外部とのつながり

授業の中で ICT を活用し、遠隔地の学校等と交流し学ぶことで、児童生徒がたくさん
の友達や人々と意見を交わしたり、多様な考えに触れたりすることができるようにする。

当町は世界自然遺産・白神山地を抱えていることから、世界遺産のつながりで国内外に
様々なネットワークをもっている。ICT を活用し、児童生徒の視野を広げるとともに、豊
かなコミュニケーション能力を育成する。また、これを町づくり学などの児童生徒の学び
とリンクさせ、ふるさとに対する思いを醸成する。

(3) 健やかな心と体を育むために

①生徒指導の充実

- ・前期・後期課程の教職員で児童生徒の情報を共有し、9年間の系統的かつ一貫した
生徒指導を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材の活用、医療機関な
ど外部機関との連携を行い、児童生徒の健やかな心の成長に努める。

②運動習慣の確立

- ・体育科教員のリーダーシップの下、9年間を俯瞰し、体力作りへの取組を行う。
- ・前期課程の業間運動・後期課程の部活動等の充実により、児童生徒の体力の向上を
図る。
- ・部活動・スポ少の地域での合同指導、部活動指導員による指導などに段階的に取り
組む。

③保健教育の充実

- ・児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を継続的・系統的に指導し、健康な
生活を実践しようとする態度を育てる。
- ・PTAと連携した活動を通して、健康・安全に対する認識を深める。（PTA主催
の保健集会、PTAとタイアップした生活習慣の確立）

(4) 特別支援教育の充実

前期・後期課程教職員が、特別な支援を要する児童生徒の情報を共有し、連携して指導
を行う。前期・後期課程で継続的な指導を行うことで、児童生徒の個々の可能性を最大限
に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を身に付けさせる。

Ⅲ 義務教育学校で期待される効果

1 小学校と中学校の円滑な接続

中期ブロックにおいて段階的に教科担任制へ移行するとともに、1年生から9年生まで
の縦割り活動や学校行事等を通じて、前期・後期課程の交流を推進することにより、いわ
ゆる中1ギャップが解消され、児童生徒が安心して、充実した学校生活を送ることが期待で
きる。

2 教職員の指導力の向上

前期・後期課程の教職員が、児童生徒の学習状況等の情報を共有するとともに、相互
に乗り入れ授業を行うことにより、指導方法の工夫・改善を効果的に行うことができ

る。また、日々の授業だけでなく、授業研究にも前期・後期課程の教職員が協働して取り組むことにより、指導内容の系統性の理解が図られ、授業改善につながっていくことが期待できる。

3 社会に開かれた教育課程の実現

令和4年度から、藤里小学校と藤里中学校で一つの学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を組織する。そして、令和5年度の義務教育学校開校に合わせて地域学校協働本部を立ち上げ、コミュニティ・スクールが実質的に機能する体制を整えることで、より多くの地域住民が学校に関わることができるようにする。地域を巻き込みながら、特色ある教育の一つである町づくり学を展開することで、社会に開かれた教育課程が実現し、学校教育目標の具現化が期待できる。

また、当町にはそれぞれの分野で活躍している優れた人材がおり、魅力的なコンテンツもたくさんある。コミュニティ・スクールがハブ的な役割を果たすことでそれらが結び付き、町の魅力発信や活性化につながり、やがては魅力ある学校づくりによる移住促進等に資することも期待できる。

IV 幼稚園・保育園との連携の推進

現在の保育園と幼稚園を、将来的に認定こども園として義務教育学校の近隣に整備し、義務教育学校周辺を教育エリアとする構想がある。保育園・幼稚園との連携を推進し、前期課程では接続カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）に取り組む。また後期課程でも、幼児との関わりを通じて豊かな情操を育むなど、特色ある教育を一貫して行うことができると期待される。